

記

調査票ご返送先

〒 260-8701 千葉市中央区大巖寺町 200  
淑徳大学社会学部社会福祉学科 小木曾 宏研究室

平成 11 年 8 月

「児童相談所における被虐待児処遇のあり方に関する研究」研究班

分担研究者 柏女靈峰（淑徳大学教授・日本子ども家庭総合研究  
所担当部長）

協力研究者 小木曾宏（淑徳大学専任講師）

中谷茂一（聖学院大学専任講師）

松原康雄（明治学院大学教授）

村田典子（明治学院大学副手）

尾木まり（子どもの領域研究所長）

才村 純（日本子ども家庭総合研究所担当部長）

様

追伸：調査の実施及び調査票記入要領等についてのお問い合わせ等につきましては、下記  
までご連絡くださいますようお願いいたします。なお、不在の場合はファックスにてご  
連絡いただければ、こちらからご連絡申し上げます。

連絡先： 〒 362-8585 上尾市戸崎 1-1 聖学院大学人文学部人間福祉学科  
中谷 茂一（TEL 03-3723-8598：自宅）  
（FAX 048-780-1804：大学）  
（E-mail: s\_nakatani@seigakuin-univ.ac.jp）

〒 260-8701 千葉市中央区大巖寺町 200 淑徳大学社会学部社会福祉学科  
小木曾 宏（TEL 043-265-7331 内線 358）  
（FAX 043-265-8310：大学事務局）

## 調査票記入要領

### 1. 調査対象ケース

平成 10 年度に受理した児童虐待事例（『養護相談』中の『虐待』に分類された事例）のうち、当該年度中に一時保護（委託一時保護のみの事例を除く）を行った事例を対象とします。

事例は、各児童相談所 1 事例とし、次の 4 つの条件をすべて満たす事例を選定して下さい。

- ①併設の保護所で一時保護を行った後、施設入所措置・里親委託に至った事例。
- ②保護者が児童相談所の援助に対して強い拒否感を示し、援助する上で大変困難であった事例。
- ③事例検討会（「事例検討会」とは、『子ども虐待対応の手引き』p.279 参照）や連携した対応を頻繁に行った事例。
- ④児童の年齢（当時）は、小学校入学以前の幼児であった事例。

※なお、できれば対象ケースの主担当者であった福祉司の方が現在も貴児童相談所にご在籍されている事例をご選定いただければ幸いです。また、上記①～④の条件を満たす事例がない場合は、②、③の条件についてはそれに近い状況の事例をご選定下さい。

### 2. 調査票記入者

調査票へのご記入は、対象ケースを主にご担当なさっていた福祉司の方をお願い申し上げます。

### 3. 調査票のご返送

お忙しいところ誠に恐縮ですが、3つの調査票をまとめて同封の封筒にて、平成 11 年 9 月 22 日（水）までに下記宛ご返送お願い申し上げます。

なお、情報守秘の点からご返送はお手数ですが書留にてお願いいたします。

〒 260-8701 千葉市中央区大蔵寺町 200  
淑徳大学社会学部社会福祉学科 小木曾 宏研究室

#### 4. 調査票の構成及びご記入にあたって

事例の基本的な事項・具体的状況の把握のため、お手数ですが同一事例について下記の3つの調査票にご記入をお願いいたします。

##### 調査票① 事例の概要

相談通告時点から施設・里親委託までの事例の概要を主にご記入いただき、加えて現在の状況も把握されている範囲でお書き下さい。

##### 調査票② 時系列関わり記入票

児童票などの記録を基に①相談・通告時点から、最後・直近の一時保護開始時点まで(第1ステージ)、②最後・直近の一時保護開始後から施設・里親措置時点まで(第2ステージ)の2つのステージごとに、(a)関わった職種、(b)関わった対象、(c)関わった場所、(d)関わり方、(e)関わり内容について、時間の経過にそってご記入下さい。なお、ご記入にあたっては別添の記入例、記入分類番号一覧表をご参照の上ご回答をお願いいたします。

##### 調査票③ 事例総括評価票

対象事例についての総括的な状況・ご意見をご記入願います。

#### 5. ヒアリング調査のお願い

今回ご回答いただいた対象事例につきましてより詳しい状況やご見識をお伺いするためにヒアリング調査をあわせてお願いできないかと考えております。つきましては、9月末から11月にかけて貴児童相談所に訪問させていただきお話をお聞かせいただくことはできないでしょうか。日程などにつきましては調査票ご返送後あらためてご相談させていただきたく存じますので、本研究の趣旨をご理解の上、何卒ご協力のほど併せてお願い申し上げます。

## 調査票② 時系列関わり記入票 記入分類番号一覧表

調査対象事例に対し、①相談・通告時点から、最後・直近の一時保護開始時点まで（第1ステージ）、②最後・直近の一時保護開始後から施設・里親措置時点まで（第2ステージ）の2つのステージごとに、(a)関わった職種、(b)関わった対象、(c)関わった場所、(d)関わりの方、(e)関わりの内容について、児童票などの記録に基づき時系列により記入して下さい。

大変お手数ですが、科学的な把握を行うため、関わりに関する各項目は下記の分類の中から該当するものを数字でご記入ください。

### (a)関わった職種

- 1.相談員 2.児童福祉司 3.心理判定員 4.医師 5.児童指導員・保育士  
6.保健婦・保健士 7.所長・副所長 8.( ) 課長  
9.その他の職種 10.不明

### (b)関わった対象

#### 1.児童・親族等

- 1-1.児童本人 1-2.父親（内父・継父を含む） 1-3.母親（内妻・継母を含む）  
1-4.きょうだい 1-5.親族 1-6.その他の家族・親族 1-7.友人・知人・近隣 1-8.不明

#### 2.関係機関等

- 2-1.家庭裁判所 2-2.警察 2-3.少年補導センター 2-4.医療機関  
2-5.保健所・市町村保健センター 2-6.精神保健福祉センター  
2-7.教育相談室・教育センター 2-8.福祉事務所（家庭児童相談室） 2-9.町村福祉担当部局  
2-10.婦人相談所 2-11.民生・児童委員 2-12.主任児童委員 2-13.地域子育て支援センター  
2-14.保育所・幼稚園 2-15.学校 2-16.児童館 2-17.学童保育 2-18.放課後児童クラブ  
2-19.乳児院 2-20.児童養護施設 2-21.児童自立支援施設 2-22.母子生活支援施設  
2-23.里親 2-24.障害関係施設 2-25.子どもの虐待防止センター等民間相談機関  
2-26.児童相談所の職員のみ 2-27.その他の機関（ ） 2-28.不明

### (c)関わりの場所

- 1.所内 2.児童自宅 3.関わりの相手先の機関・施設 4.公民館等公共の場所  
5.その他（ ） 6.不明

### (d)関わりの方

- 1.所内面接 2.文書（FAX,電子メールを含む） 3.電話 4.訪問面接  
5.会議 6.その他（ ） 7.不明

### (e)関わりの内容

- 1.通告 2.インタビュー・受理 3.調査 4.連絡・調整 5.診断 6.助言指導 7.行動観察  
8.心理検査 9.診察・医学的検査 10.心理治療・カウンセリング 11.事例検討会  
12.所内検討会議（処遇会議とは別・スーパービジョンを含む）  
13.生活指導（一時保護によるものを除く） 14.学習指導（一時保護によるものを除く）  
15.保健指導・診察補助等 16.審判請求 17.その他（ ） 18.不明

## 「時系列関わり記入票」 記入例

### 第1ステージ(平成10年5月2日～平成10年5月20日)

日付	(a)関わった職種	(b)関わった対象	(c)関わった場所	(d)関わりの方法	(e)関わりの内容	備考
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----

例1 平成10年5月2日に近隣の住民が虐待の疑いを電話により通告してきたため児童福祉司が対応した。

H10.5.2	2	1-7	1	3	1	
---------	---	-----	---	---	---	--

例2 平成10年5月3日に一時保護を検討するため児童福祉司と医師、心理判定員で家庭訪問し保護者に対し調査を行った。

H10.5.3	2, 3, 4	1-1, 1-2, 1-3	2	4	3	
---------	---------	---------------	---	---	---	--

例3 平成10年5月6日に保育所に子どもに異常があった場合連絡をもらえるよう児相長が文書により要請した。

H10.5.6	7	2-14	1	2	4	
---------	---	------	---	---	---	--

例4 平成10年5月10日に多職種の事例検討会を所内で行った。

H10.5.10	2, 3, 4, 6, 7, 8	2-5, 2-12, 2-14	1	5	11	8.相談課長
----------	------------------	-----------------	---	---	----	--------

例5 平成10年5月20日に警察の協力をえて一時保護を行った。

H10.5.20	2, 3, 4, 9	1-1, 1-2, 1-3, 2-2	2	4	17	一時保護
----------	------------	--------------------	---	---	----	------

### 第2ステージ(平成10年5月21日～平成10年6月20日)

日付	(a)関わった職種	(b)関わった対象	(c)関わった場所	(d)関わりの方法	(e)関わりの内容	備考
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----

例6 平成10年5月21日に所内検討会議を行った。

H10.5.21	2, 3, 4, 8	2-26	1	5	11	8.相談課長
----------	------------	------	---	---	----	--------

例7 平成10年6月5日に保護者宅で施設入所の説得を行った。

H10.6.5	2, 3, 7	1-2, 1-3	2	4	4	施設措置説得
---------	---------	----------	---	---	---	--------

例8 平成10年6月20日に児童養護施設へ措置し、施設の担当者と申し送りを行った。

H10.6.20	2, 3	1-1, 1-2, 1-3, 2-20	3	4	4	施設措置
----------	------	---------------------	---	---	---	------

## 被虐待事例に対する専門職・関係機関の関わり調査

- 調査票① 事例の概要
- 調査票② 時系列関わり記入票
- 調査票③ 事例総括評価票

### ●ご記入にあたってご留意いただきたいこと●

#### 1. 調査対象ケース

平成10年度に受理した児童虐待事例（『養護相談』中の『虐待』に分類された事例）のうち、当該年度中に一時保護（委託一時保護のみの事例を除く）を行った事例を対象とします。

事例は、各児童相談所 1事例とし、次の 4つの条件をすべて満たす事例を選定して下さい。

- ①併設の保護所で一時保護を行った後、施設入所措置・里親委託に至った事例。
- ②保護者が児童相談所の援助に対して強い拒否感を示し、援助する上で大変困難であった事例。
- ③事例検討会（「事例検討会」とは、『子ども虐待対応の手引き』p.279参照）や連携した対応を頻繁に行った事例。
- ④児童の年齢（当時）は、小学校入学以前の幼児であった事例。

※ なお、できれば対象ケースの主担当者であった福祉司の方が現在も貴児童相談所にご在籍されている事例をご選定いただければ幸いです。

また、上記①～④の条件を満たす事例がない場合は、②、③の条件についてはそれに近い状況の事例をご選定下さい。

#### 2. 調査票記入者

調査票へのご記入は、対象ケースを主に担当なさっていた福祉司の方をお願い申し上げます。

#### 3. 調査票のご返送

お忙しいところ誠に恐縮ですが、3つの調査票をまとめて同封の封筒にて、

**平成11年9月22日（水）まで**に下記宛ご返送お願い申し上げます。

なお、情報守秘の点からご返送はお手数ですが書留にてお願いいたします。

〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町200  
淑徳大学社会学部社会福祉学科 小木曾 宏研究室

#### 4. 調査票の構成

事例の基本的な事項・具体的状況の把握のため、お手数ですが同一事例について下記の3つの調査票にご記入をお願いいたします。

調査票①事例の概要、調査票②時系列関わり記入票、調査票③事例総括評価票

問い合わせ先 〒362-8585 上尾市戸崎1-1 聖学院大学人文学部人間福祉学科  
中谷 茂一 (TEL 03-3723-8598 : 自宅) (FAX 048-780-1804 : 大学)  
(E-mail: s\_nakatani@seigakuin-univ.ac.jp)

〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町200 淑徳大学社会学部社会福祉学科  
小木曾 宏 (TEL 043-265-7331 内線358) (FAX 043-265-8310 : 大学)

調査票① 事例の概要







## 調査票③ 事例総括評価票

1. 事例の状況（直近の一時保護実施日の状況に基づいてご記入下さい。）

- 1-1 虐待の種別            1. 身体的虐待            2. 不適切な保護ないし拒否  
                                3. 性的虐待                4. 心理的虐待

（重複する場合は主たるものから順に記入して下さい。）

1-2 一時保護実施日        平成            年            月            日

1-3 児童の性別             1. 男            2. 女

1-4 児童の年齢                            歳                ヶ月

1-5 同居の家族構成（該当するものすべてに○をつけて下さい。）

父親    母親    その他の同居家族

1. 実父  
2. 継父  
3. 養父  
4. 里父  
5. なし

6. 実母  
7. 継母  
8. 養母  
9. 里母  
10. なし

11. 実のきょうだい（内訳                    ）  
12. 異父異母のきょうだい（内訳           ）  
13. 祖父  
14. 祖母  
15. その他（                                     ）

16 不明

- 1-6 通学・通園先        1. 保育園            2. その他の保育施設            3. 幼稚園  
                                4. 小学校            5. 中学校            6. 高校            7. その他（                     ）

2. 一時保護以前の状況についてお伺いします。

2-1 一時保護以前に児童相談所と関わりを持っていましたか。

1. はい            2. いいえ

1. はいの場合、2-2から2-4にお答え下さい。

2-2 ① 初回の通告相談日はいつですか。

年            月            日

② どこから通告がありましたか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

1. 児童福祉施設        2. 教育機関        3. 保健所・市町村保健センター  
4. 地域住民        5. 医療機関        6. 警察            7. その他（                     ）

2-3 通告を受けてからの児童相談所の対応はどのようなものでしたか。あてはまるものに○をつけて下さい。

- ① 通告直後に一時保護を行った。  
② 通告を受けて、見守り、関係機関・施設との連絡調整等を行っていた。  
③ 本人・家族の来所、電話、訪問による相談指導を行っていた。

2-4 ① 直近の一時保護までに、一時保護をしたことがありましたか。

1. はい            2. いいえ            3. 不明

1. はいの場合、保護の回数と期間は何回、何日間ずつですか。

回（            日間）（            日間）（            日間）

② 直近の一時保護までに、施設措置をしたことがありましたか。

1. はい            2. いいえ

1. はいの場合、施設種別は何ですか。（                                     ）

3. 一時保護中の状況についてお伺いします。

3-1 一時保護の期間は何日間でしたか。                                     日間

4. 一時保護解除後の状況についてお伺いします。

- 4-1 一時保護解除後の児相の処遇方針はどのようなものでしたか。  
1.継続指導 2.児童福祉司等指導 3.施設措置（施設種別）  
4.その他（ ）
- 4-2 一時保護解除後の実際の処遇はどのようなものでしたか。  
1.継続指導 2.児童福祉司等指導 3.施設措置（施設種別）  
4.その他（ ）

4-2で1.継続指導または2.児童福祉司等指導と答えた場合は4-3に、3.施設措置と答えた場合は4-3、4-4、4-5にお答え下さい。

- 4-3 一時保護解除後、児童・保護者への対応はどの職種の職員が行いましたか。  
該当するものすべてに○をつけて下さい。また、主な担当者には◎をつけて下さい。  
（4-2で1.あるいは2.と答えた場合のみお答え下さい。）  
1.一時保護所職員 2.児童福祉司 3.相談員 4.心理判定員  
5.保健婦・看護婦 6.医師 7.所長・課長等管理職  
8.その他の職種（ ）

- 4-4 施設措置・里親措置に保護者の同意は得られましたか。

1. はい  
2. いいえ  
3. 不明
1. はいの場合、以下の問いにお答え下さい。  
①どの保護者の同意が得られましたか。  
1.両親とも同意 2.ひとり親の同意 3.両親のうちの一方向の同意  
4.その他（ ）の同意  
②保護者の同意を得るのは難しかったですか。  
1. はい 2. いいえ
2. いいえの場合、以下の問いにお答え下さい。  
①児童福祉法第28条の措置をとりましたか。  
1. はい 2. いいえ  
②児童福祉法第33条の6の措置（保全処分を含む）をとりましたか。  
1. はい 2. いいえ

- 4-5 施設入所後の状況はどうでしたか。

- ①施設に適應 1. はい 2. いいえ  
②児童自身の問題行動の悪化 1. はい 2. いいえ  
③保護者の行方不明・面会途絶 1. はい 2. いいえ  
④保護者の強引な引き取り要求 1. はい 2. いいえ  
⑤保護者が児相・施設に協力的 1. はい 2. いいえ  
⑥その他（ ） 1. はい 2. いいえ

5. 他関係機関とのネットワーク（連絡・調整・連携）についてお伺いします。

一時保護以前、一時保護中、一時保護解除後の各時期で、それぞれどのようなネットワークを行っていたか下記の選択肢の番号をご記入ください。

	ネットワーク形態	中心機関	重要機関	その他の機関
一時保護以前				
一時保護中				
一時保護解除後				

「ネットワーク形態」選択肢

1. 児童相談所単独を中心として連絡・調整・連携を行った
2. 児童相談所が単独で中心にならず、他の機関と共同で連絡・調整・連携を行った。
3. 他機関を中心として連絡・調整・連携を行い、児童相談所はバックアップをした。

「中心機関・重要機関・その他の機関」選択肢

1. 警察
2. 医療機関
3. 家庭裁判所
4. 教育相談室・教育センター等
5. 少年補導センター
6. 福祉事務所（家庭児童相談室）
7. 婦人相談所
8. 精神保健福祉センター
9. 児童委員（主任児童委員）
10. 保健所
11. 保育所・幼稚園
12. 学校
13. 児童館
14. 学童保育
15. 乳児院
16. 児童養護施設
17. 児童自立支援施設
18. 障害関係施設
19. 子どもの虐待防止センター等民間相談機関
20. 町村福祉担当部局
21. その他（ ）

6. 保護者との関係について以下の項目ごとにご意見をご記入ください。

a. 担当者として、保護者との関係で何が一番時間がとられましたか。

b. 担当者として、保護者との関係で制度・システム上支障をきたした点は何でしたか。

c. 担当者として、保護者との関係で何が一番心理的に負担になりましたか。

7. 他関係機関とのネットワーク（連絡・調整・連携）をおこなうにあたって以下の項目ごとにご意見をご記入ください。

①他機関との電話・文書連絡

a.他機関との電話・文書連絡にあたって何が一番時間がとられましたか。

b.他機関との電話・文書連絡にあたって何が一番心理的に負担になりましたか。

c.他機関との電話・文書連絡にあたって制度・システム上支障をきたした点は何でしたか。

②他機関との連携

a.他機関との連携にあたって何が一番時間がとられましたか。

b.他機関との連携にあたって何が一番心理的に負担になりましたか。

c.他機関との連携にあたって制度・システム上支障をきたした点は何でしたか。

③他機関との事例検討会の開催（該当する「事例検討会」は『子ども虐待対応の手引き』p.279参照）

a.事例検討会開催にあたって何が一番時間がとられましたか。

b.事例検討会開催にあたって何が一番心理的に負担になりましたか。

c.事例検討会開催にあたって制度・システム上支障をきたした点は何ですか。

8. 本事例の主担当者のプロフィールについてお伺いします。

a. 本事例の受理時点での主担当者の児童相談所勤務年数 通算 ( ) 年 ( ) か月

b. 前職 ( )

c. 性別 1.男 2.女

d. 年代 1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代 4. 50歳代 5. 60歳以上

お忙しい中、ご協力ありがとうございました。感謝申し上げます。

## 糸吉言吾

### 1. 児童相談所の苦悩

本研究は、児童相談所における被虐待児童処遇の実態、特に専門職員の関わり及び関係機関とのネットワークの形成に焦点を当てつつ、実態調査、事例調査、ヒアリング調査等を通じて明らかにするとともに、効果的な援助のあり方について考察・提言することを目的とする3か年継続研究である。

2年度目に当たる今年度は、平成10年度に実施した全国児童相談所を対象とする実態調査（所票調査：厚生省と共同実施。）及び事例調査（個票調査）の詳細な分析を行うとともに、今年度に実施した被虐待児童事例に対する児童相談所の関わりに関する質問紙及びヒアリング調査結果の概要について報告し、児童相談所における被虐待児童への援助の実情や課題について詳細な把握を行った。3研究から明らかになったことは、以下のとおりである。

まず、「研究1：児童相談所における児童虐待への取り組みの実態」においては、通告義務等に関する広報啓発活動、迅速な立入調査に向けた事務手続きの改善、初期介入における迅速な機関決定とチーム対応、夜間・休日における一時保護所での児童の受入れ等については、おおむね適切な対応がなされていると考えられる一方で、施設入所措置後における施設からの報告聴取や施設への定期的訪問、他機関との定例的な会議の開催状況等については低調であること、強制引取り事例が少なくないこと、家庭引取り後のフォローアップが不十分であることなど、いくつかの課題を残していることが明らかとなった。

また、自由記述においては、他機関との連携や地域におけるネットワーク構築の必要性を指摘する意見や、法的対応において申立てから決定までの期間の短縮化を求める意見、スタッフの充実等児童相談所の体制強化を求める意見、児童相談所と司法機関における機能の分離や親権制限、ケア受講命令制度の導入等、抜本的な法整備を求める意見などが多く提起されており、運用、法制度の両面において検討すべき課題の多いことが改めて示唆される結果であった。

次いで、「研究2：児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について～事例調査を通じて～

」においては、一時保護を行った児童虐待事例の7割以上が、一般的な他事例と比較して困難であると認識されたが、一時保護経験を含む児童相談所との関わりが長期的に繰り返されている実態や、保護者への援助の拒否、施設措置への同意取得の困難、施設への強引な引き取り要求、児童相談所・施設に非協力的、保護者が虐待の事実を認めない等、保護者への対応の難しさがケース処遇を困難にしている要因であることが示唆された。

また、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成についても、「保護者への援助等に対する拒否」の有無が大きく影響していることが明らかになった。担当職員は、「保護者への援助等に対する拒否があった」場合、多くはひとりで援助していくことに困難を感じ、専門職員の関わり、関係機関・施設との連携、所内のチームワークの形成を求めていることが示唆された。

これらの結果、被虐待児童事例は他の事例に比べて困難と認識されている割合が高く、それは主として「保護者の拒否」によるところが大きいことがいえる。また、援助業務に携わる職員そのものも多くの援助を必要としていることが示唆され、保護者の拒否に対応する制度的担保とともに、児童相談所内部のチームワーク、応援体制及び関係機関とのネットワーク体制の整備が必要と考えられた。

最後に、「研究3：児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について～処遇困難事例に関する質問紙及びヒアリング調査を通じて～」においては、以下の点が確認された。

(1) 他機関とのネットワーク形成については機能的な面があり、成功すれば効果を発揮するが、一方で、関係者間の処遇方針や事実認識の違いにより意思疎通が困難になったり、トラブルや過度のプレッシャーがかかる逆機能も発生しがちであり、多くは児童相談所が中心となって関係する最少限の機関と連携をとりつつ援助を行っている実態であった。

(2) 保護者との関係においては、保護者が調査や面接に協力的でない場合、担当者の時間的・心理的負担が大きいことが確認できた。

(3) 担当者をサポートする所内体制とスーパービジョンに関しては、所内で担当者をサポートする体制や複数体制ができている事例がある一方、児

童福祉司が中心となって相談員や心理判定員と連携をとりつつ対応している場合がほとんどであり、特に担当の児童福祉司が事例を抱え込めざるを得ない状況のなかで苦悩、葛藤を抱えている事例が多くみられた。

(4) 担当者は、いずれの事例でも、時間的・心理的負担を感じており、時間的負担感としては、人員の絶対数の不足からくる担当ケースの多さに加え、関係機関との連絡調整に多くの時間を費やしている。また、原則は複数担当制であっても、実際には担当者のみがケースに対応している場合も多く、事例によっては、所内での相談が、システム上存在しても活用できていない場合もあった。心理的負担感としては、保護者の同意取り付けや引き取り要求への対応の過程でストレスを受けている状況であり、休日・夜間の対応も必要となる虐待事例の特性からも負担感が生じていることが確認できた。

(5) 最後に制度面での課題として、保護者が調査・指導に任意で対応している状況では効力に欠けることから、児童相談所の権限の法的整備や、児童相談所のみで対応するのは無理であるとして、保護後の子どもと親へのケア機関の充実、家庭裁判所や警察をより積極的に有効活用ができる制度改革を望む声が多く出された。

## 2. 児童ソーシャルワーカーの宿命と制度的支援

以上のように、いずれの調査も、児童相談所及び個々の職員が、多くの困難と時間的・心理的負担を背負いつつ、児童虐待事例に対して援助を行っている実情を浮かび上がらせている。また、困難や負担を軽減するための制度面、運用面の両方にわたる改善事項も多く指摘されている。これらを含め、今年度研究においては、児童相談所における児童虐待対応の実際と課題について多面的に浮かび上がらせることができた。

最終年度は、今年度調査について更に詳細な分析を進めるとともに、これらの3調査を統合し、先行研究や他の研究成果も踏まえつつ、児童相談所における被虐待児童処遇のあり方について総合的考察・提言を行うこととしている。

児童ソーシャルワーカーは、子の権利と親の権利という両側の谷の間の細い尾根道を縦走する登山家にも例えられる。親の権利を尊重し家庭に対する介入が手緩いと児童の権利侵害・生命の危険

を招き、反対に子の権利を尊重した家庭への過度の介入は親の権利の侵害をもたらす。その間を歩む児童ソーシャルワーカーの苦労や葛藤、負担は計り知れない。それは、児童の福祉に携わる児童ソーシャルワーカーの宿命ともいえる。

しかし、専門職としての宿命であるからといって、現状のままで良いわけではない。現状は、この権利と親の権利の間の尾根道は著しく細く、また、整備されていない。このため、児童ソーシャルワーカーは縦走に大きな困難を感じている。尾根道を拡充し整備することが必要である。尾根の縦走が宿命であるにせよ、児童ソーシャルワーカーが専門職としてその職務を全うできるよう、制度的支援が図られなければならない。それが行政の責任である。と同時に、ソーシャルワーカー自身も、尾根道を縦走する技術をさらに磨かねばならない。児童虐待に対する制度研究と臨床研究が求められている。

最後に、お忙しいなかであって、煩雑な調査票の記入にご協力をいただいた全国の児童相談所の先生方、特に、今年度の調査において、児童記録票をたどりつつ時系列関わり票その他の膨大な調査票の記入及び面倒な聴き取り調査にご協力いただいた全国20か所の児童相談所の事例担当者の方々に、心から感謝申し上げます。児童虐待への対応をめぐる児童福祉法等の改正が論議されるなか、本研究において浮かび上がった児童相談所職員の労苦が報われる改正がなされることを願っている。

附記：本研究はすべて分担研究者及び協力研究者全員の共同研究として実施したが、研究班内の役割上、「研究1」は才村、尾木が、「研究2」は、村田、尾木、松原が、「研究3」は中谷、小木曾がそれぞれ主として報告書執筆を担当し、柏女が全体を統括した。したがって、本報告の全体的な責任は、柏女にあることを附記しておきたい。

## 【文献】

- 1) 厚生省児童家庭局企画課監修 『児童相談所運営指針(改訂版)』 日本児童福祉協会 1998
- 2) 厚生省児童家庭局企画課監修 『子ども虐待対応の手引き』 日本児童福祉協会 1999
- 3) 厚生省児童家庭局企画課 『児童虐待対策に関

する資料集』 1999

- 4) 柏女靈峰・村田典子・尾木まり・松原康雄・小  
木曾宏・中谷茂一・才村純 「児童相談所にお  
ける被虐待児童処遇のあり方に関する研究（I  
）～専門職員及び関係機関の関わり分析～」  
『平成10年度厚生科学研究（子ども家庭総合研  
究事業）報告書（第5／6）』 1999



分担研究報告書「子ども虐待・ネグレクトリスクマネジメントモデルの作成に関する研究」

分担研究者 高橋 重宏 日本社会事業大学教授

研究要旨

子ども虐待・ネグレクトにかかわる児童相談所への通報件数が増大した。だが、全国174カ所ある児童相談所の対応は、必ずしも標準化されてはいない、むしろその力量の差が多様な問題を起している。その中で、平成10年度には虐待・ネグレクトによる子どもの死亡事件が36件発生し、41人が死亡している。また、NHKの調査によれば平成10年1月から11年6月までの18カ月間に親による子どもの虐待死亡事件が84件発生し、88人が死亡している。

本研究は、3ケ年の計画で、最終的には、日本版の子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメントモデルを作成することを目的にした。

日本版『子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル』が作成されることで、全国174カ所の児童相談所が同じアセスメントをすることになり、子どもの権利擁護活動も全国的に均一化させることが可能となると考える。

平成9年度は、A Child Risk Management Model（オーストラリア）の翻訳と検討、さらに、新たに入手したカナダ国ブリティッシュコロンビア州政府子ども家庭省が作成した The Risk Assessment Model for Child Protection in British Columbia の翻訳と検討を行った。

平成10年度は、カナダ国オンタリオ州政府コミュニティ・ソーシャル・サービス省が作成した Risk Assessment Model for Child Protection in Ontario と Eligibility Spectrum の翻訳と検討を行った。さらに、上記3つのモデル①オーストラリア版、②ブリティッシュコロンビア版、③オンタリオ州について、全国7カ所の児童相談所の児童福祉司を対象に、日本版を作成する上での課題について面接調査を実施した。上記3モデルについては、別に印刷公表した。

最終年（平成11年）では、①日本版『子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル』の作成と、②改訂されたオンタリオ州のカリキュラム・ハンドアウト「オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版」、「子ども保護ケースのための新基準」、ハンドアウト「子ども家庭サービス改正法（サービスプロバイダー用法律参照冊子）」等を翻訳した。

A 研究目的

過去2年間の研究成果をもとに、我が国の児童相談所で活用できるリスクアセスメントモデルの作成を行うことを目的とした。既に紹介したカナダ、オーストラリアのモデルは、根拠となる法律があり、さらに、そのモデルを活用するソーシャルワーカーは、大学

院で修士号を取得した専門家である。これらのモデルをそのまま日本に適用することは極めて困難であり、基本的な考え方を採用しつつ、日本版のリスクアセスメントモデルを開発した。

具体的には、平成11年3月に厚生省児童家庭局企画課が監修した『子ども虐待対応の手引き』の中の相談・通告への対応、子ども

の一時保護の要否判定を行う際に役立つリスクアセスメント・モデルの策定に絞った。

また、既に翻訳したカナダ国オンタリオ州政府コミュニティ・ソーシャル・サービス省が作成した Risk Assessment Model for Child Protection in Ontario と Eligibility Spectrum が改訂され、新たな関連資料を翻訳した。

## B 研究方法

研究班を組織し、定期的な研究会を開催し、児童福祉司からのヒヤリングと研究協議を行い、後述のような子ども虐待・ネグレクト対応リスクアセスメントモデルを作成した。

具体的には、子ども虐待・ネグレクトにより死亡したケースの分析を行い、リスクの程度を解析した。

神奈川県中央児童相談所、川崎市中央児童相談所、川崎市南部児童相談所、埼玉県中央児童相談所、東京都児童相談センター、東京都足立児童相談所、北九州市児童相談所から児童福祉司の参加を得て、臨床的な視点からのリスクの検討を具体的な事例を通して検討した。

今年度は、大阪の子ども家庭センターをフィールドにリスクアセスメントの研究を行っている加藤曜子氏と芝野松次郎氏（関西学院大学教授）を研究メンバーに加え、両氏の既存の研究成果を本研究に反映させた。

以上の作業のうえに、研究班で①子ども虐待対応・アセスメントフローチャート、②虐待通告受付票、③一時保護決定に向けてのアセスメントシート、④一時保護決定に向けてのフローチャートを作成し、神奈川県中央児童相談所、埼玉県中央児童相談所、東京都児童相談センター、東京都足立児童相談所、北九州市児童相談所等の児童福祉司から意見を求め日本版の『子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル』を作成した。

## C. 研究結果

### I. 日本版『子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル』の作成

最終年の今年度は、既存の成果を参考にしつつ、平成11年3月に厚生省児童家庭局企画課が監修した『子ども虐待対応の手引き』の中の相談・通告への対応、子どもの一時保護の要否判定を行う際に役立つリスクアセスメント・モデルの策定に絞った。

その結果は次の通りである。

#### 1. 子ども虐待・ネグレクトが疑われる事例への対応の流れ

子ども虐待・ネグレクトが疑われる事例の場合、緊急かつ組織的な対応が必要である。ことに、通告があったにも関わらず、一時保護などの対応の遅れにより子どもの生命に危険が及ぶようなことがあってはならない。そこで、通告から一時保護の要否を判断するまでの対応の流れを示したのが図1「子ども虐待対応・アセスメントフローチャート」である。

#### (1) 通告及び当面の方針決定

子ども虐待・ネグレクトについては、子ども本人や虐待・ネグレクトを行っている保護者からの相談と近隣等個人や関係機関等からの文書または口頭による通告のほか、匿名の通告もある。

通告者が個人の場合には、「虐待でなかったらどうしよう」と通告することを躊躇する気持ちや、「恨まれたり、責任を問われるのではないかと」通告後の事態への危惧感から不安な心理状態で通告してくることが多い。一方で、児童相談所が、すぐに虐待・ネグレクトをやめさせて問題を解決してくれると期待して、通告してくる場合もある。

いずれの場合であっても、不安や不信感を相手に与えない対応によって、通告・相談の内容を聴取し、確認しなければならない。（『子ども虐待対応の手引き』p.33 より引用）

通告受付表の記入方法や当面の方針を決定する緊急受理会議の持ち方については、後述する通りである。

## (2) 情報収集

子どもや保護者との面接だけでなく、子どもの通園・通学先、地域の民生児童委員や主任児童委員、各専門機関など多面的な情報収集を行う。特に、子どもについては、所属集団への訪問など、把握しやすい方法を優先することを考慮する。

家庭訪問にあたっては、複数の職員で行うとともに関係機関の職員に同行を依頼するなど、調査の客観性を確保する。子どもや保護者との面接では、事情聴取的な情報収集は避け、カウンセリングマインドを心がける。

収集した情報は、情報を得た日時、調査者、同行者、調査先、具体的内容などを克明に記録に残す。また、口頭で得られる情報だけでなく、観察によって得られる情報も重要な判断材料となるので、観察結果を記録にとどめるように努める。法的対応をとる際の証拠資料・参考資料となる場合もあるので、調査結果は具体的かつ克明に記録するとともに可能な限り文書や写真等を収集することも必要である。

## (3) 所在確認および面接

原則として、通告から 48 時間以内に子どもの所在の確認を行う。所在確認は、伝聞でなく、児童相談所の職員が直接子どもに会う。

この段階の訪問は子どもの安否確認や一時保護の要否判断など、緊急かつ客観的な判断が必要なため、心理職や管理職などを含め、

複数の職員が立ち会うこととする。男女の職員を組み合わせることが対応に有効な場合もある。地区担当の枠にこだわらずに役割を分担することも重要である。

通告から 48 時間以内に所在を確認するのは、生命に関わるような事件が発生する前に対応するためである。したがって、通告の段階で特に緊急性が予測される場合など、48 時間の枠内でも特に早い対応が必要である。とりわけ乳幼児については速やかな対応が必要となる。

また、休日や祝日に関わりなく 48 時間以内に対応すべきことは言うまでもない。

## (4) 居所の情報欠落・不明への対応

通告によっては、保護者や子どもの居所に関する情報が欠落していたり不明な場合もある。そのような時でも、記録は残すとともに、住所がわからなくても地域が判明している場合は、主任児童委員や民生児童委員、警察、市町村児童福祉主管課、保健所・保健センターなど、必要と思われる機関には通告内容を伝え、注意を促す。他の機関に、同様なまたは形を変えた訴えがなされる場合もしばしばあるからである。

なお、情報収集における留意点や調査に際しての他機関との連携方法、調査に拒否的な親へのアプローチ、子どもからの事実確認の方法等について『子ども虐待対応の手引き』第 3 章「調査および保護者・座子どもへのアプローチ」（p43-p47）を参照のこと。

## (5) 立入調査

事前に同行する職員や関係機関とで綿密な打ち合わせを行い、立入調査の目的や役割分担を明確にしておく。

特に、保護者からの加害行為等に迅速に対応し、子どもや職員等の安全確保を図るため、警察とは事前協議を行い、これに基づく

連携を図るよう努める。

このほか、立入調査に当たっての留意点等については、『子ども虐待対応の手引き』第3章「調査および保護者・子どもへのアプローチ」(p59-p66)を参照のこと。

#### (6) アセスメントシートによる保護の要否判断

表2 および図2を参照のこと。詳細については後述することとする。

#### (7) 保護・安全確保の実施

一時保護に際しての留意点等については、『子ども虐待対応の手引き』第4章「一時保護」(p79-p100)に、また在宅指導における留意点等については同手引き第5章「処遇(在宅指導)」(p155-172)を参照のこと。

## 2. 虐待通告受付票の記入

### (1) 虐待通告受付票の記入

子ども虐待・ネグレクトの第一報を受けたら、まず通告者からできる限りの情報提供をしてもらい、その情報を虐待通告受付票(表1)に記入する。多少あいまいな情報や不明な項目があっても、記入可能な事柄を記入しておくことが重要である。

後日法的対応を採る際の家庭裁判所への提出書類の一つとなる可能性もあるので、鉛筆ではなく、ボールペンなどによって記入する。

記入後は、所長の決済を受ける。

決済後は、虐待通告受付台帳にファイリングするとともに、ケースファイルにも添付する。

なお、虐待・ネグレクトの「通告」という形を取らない「相談」などの中にも、虐待・ネグレクトが潜んでいる場合があるので、注意を払う必要がある。たとえば、「たびたび嘘を付く」「おもらしをする」「夜遅くまで帰らない」「親の言うことを聞かない」など、

子どもの行動や性格、育児などの相談、非行の通告などの場合でも、虐待・ネグレクトが疑われる場合は、虐待通告受付票に記入する。

### (2) 緊急受理会議

虐待通告受付票を記入した後、速やかに緊急受理会議を開催する。

緊急受理会議の準備の一環として、通告を受けた事例について、過去の通告や援助などを通して児童相談所に情報が蓄積されているかどうかを確認しておく。

緊急受理会議では、第一に、通告の段階で得られた情報の範囲で緊急介入の必要性について判断する。緊急を要すると判断される事例では、その場にいる職員で分担して対応を開始する。一時保護が必要と判断された場合には、現場に向かう役割・一時保護の段取りをする役割・調査をする役割などを分担して、即刻対応を開始する。

通告の段階で得られた情報では緊急性がないと判断できる場合や、情報が不足する場合は、その後の調査方針と調査担当者を決定する。調査しなければならない項目を列挙し、誰がどこの機関に何を聞くかを明確にして分担する。

緊急受理会議で決定した内容は、受理会議録に記入し、速やかに所長の決済を受ける。

受理会議録は2部作成し、一部は受理会議簿に、一部は児童記録票に編綴する。

### (3) 通告者への報告

虐待・ネグレクトの通告をした人は、多くの場合、児童相談所の対応に期待と関心を寄せている。守秘義務の許す範囲で、児童相談所の対応方針について報告することが望ましい。

また、通告者が子どもや家族に引き続き関わる可能性がある場合は、どのような関わり方をすることが望ましいのか、児童相談所としての要望やアドバイスを伝える。